

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

八頭郡八頭町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金123,400円を支払うものとする  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成27年5月28日

#### (2) 事故発生場所

八頭郡八頭町才代地内

#### (3) 事故の状況

和解の相手方が、軽乗用自動車で一般県道八東停車場線から沿道の敷地に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が損傷したものである。